



Title	企業人の情報倫理 : ホイッスルブローイングを軸として
Author(s)	上園, 忠弘
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/43046
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	上 園 忠 弘 <small>うえ の ただ ひろ</small>
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学 位 記 番 号	第 1 4 9 1 3 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 1 1 年 7 月 2 9 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 名	企 業 人 の 情 報 倫 理 ホ イ ッ ス ル プ ロ ー イ ン グ を 軸 と し て
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 真 田 英 彦 (副査) 教 授 林 敏 彦 教 授 野 村 美 明

論 文 内 容 の 要 旨

日本経済は1990年代に至って沈滞状態に陥り、今に至るまでその落とし穴から抜け出せないでいる。その間に我々は多くの企業不祥事を見てきた。

米国は日本より10年先行して沈滞の時期を過ごし、企業不祥事も頻発したが、各種の対応策を実施した後、再び経済的活況を見るに至っている。その対応策の一つがホイッスルブローイングである。

本研究では、ホイッスルブローイングを企業人の情報倫理の一角として位置づけ、これを覗き窓として組織体の不健全な運営の早期検出と修正の方策を考える。そのために、(1)ホイッスルブローイングとは何かを考察し、次いで情報倫理について論じる。(2)ホイッスルブローイングを推進するための外部の方策および内部の方策を考察する。(3)情報セキュリティ対策がホイッスルブローイングを無用とすることが可能かどうか論じる。(4)組織体の監査体制とホイッスルブローイングの関係について考察し、この考察を元に、上場企業の監査役会の役割に関する試案を述べる。

情報倫理およびホイッスルブローイングについては、主として文献および事例研究を通じて、その解釈および批判をおこなひ、概念の定義をおこなった。

ホイッスルブローイングを外部的に推進する方策と組織体内部において推進する方策とを論じるために、文献および事例を研究し、その評価の上に日本においてあるべき姿を考察し、試案を述べた。

情報セキュリティとホイッスルブローイングとの関係については、セキュリティ分野における筆者の知見に基づいて考察した。

組織体の内部統制および監査体制の中にホイッスルブローイングを組み込むことについて、監査役に対して説明会およびアンケート調査を実施して、試案の検証をおこなった。

論文審査の結果の要旨

本論文は幾つかの点で新たな知見をもたらしている。第1は、最近ではコンピュータを道具としていることの多い企業内不正への対応策として、今まで取られてきた諸対策を再吟味し、それらが効果を発揮しないことを論証している。原因を、従来有効とされてきた内部統制が、情報化に伴って、コンピュータ処理の中に効率的に組み込むことができていないからであるとしている。日本でこの点が論じられたことは残念ながら殆どない。第2に、倫理に関する新しい展開としての情報倫理について論じている。職務上知り得た情報に対して、職業人としてどのような行動をなすべきか、それを情報倫理ととらえるのである。氏は日本における電気通信の代表的学会である電子情報通信学会の情報倫理綱領案作成WGの委員長として具体案作成に奔走された実績を持つ。第3に、本論文の主テーマであるホイッスルブローイングを、日本に導入することの是非を論じている。ホイッスルブローイングは企業内不正の対応策として米国では有効とされているが、今まで日本でまともに論じられることはなかった。文化の差がもたらすものであろう。しかし、第1の考察からすると日本でもその導入は必要であり、第2番目の考察である情報倫理とも主旨が合致していると認めることができる。第3の考察では、ホイッスルブローイングの受け皿として、企業の監査役がその任に当たる案を提出している点が新しい。従来、企業法務や顧問弁護士、あるいは専任役員がその任に当たると米国では考えられているが、日本の制度にすでにある監査役をその受け皿とする案は、ホイッスルブローイングに新しい展開をもたらすことができるであろう。この案の実証のため、現役の監査役約二百人の意見を調査した結果、半数以上の監査役から肯定的反応を得るとともに、その意識と実行能力のあることを示す事実を報告している。

もっとも、本論文の成果を具体化するには、監査役に調査能力を与えるサポート体制を義務づけるなど、実効あるものにするための法改正が必要であるが、それは研究論文の守備範囲を超える。また、ホイッスルブローイングをおこなう際の判断基準を明確にする必要があるが、このままでも現実の企業社会において不正防止の方策が探索されている今、この提案に関心を示す企業人への指針としては充分役立つ。

よって、本論文は博士（国際公共政策）の学位に充分値するものと判定する。